

令和6年4月

農家の皆様へ

魚沼市 産業経済部 農政課

令和6年度 消雪促進対策事業への助成実施について

農業者が実施する消雪促進対策事業（以下「事業」という。）のうち、基準を満たすものについて、下記のとおり補助金を交付します。

記

1. 基準

4月1日現在の積雪量がおおむね100cm以上の地域

※ 水稲本田の消雪促進剤の散布のみ、おおむね250cm以上

2. 対象となる期間

4月1日から4月26日に実施する事業

※ ただし「育苗用地及び育苗ハウス用地の機械除雪」に限り、3月20日以降に実施したのも対象とします（この場合でも基準を満たしている必要があります）。

【例】3月22日に育苗用地の消雪促進対策事業を実施

→ 実施箇所の付近の4月1日時点の積雪量が100cm未満なら対象外

3. 対象となる事業

作物	積雪深	対象事業	※ 対象とならない例
水稲	100cm 以上	・育苗用地、育苗ハウス用地、 耕作道の <u>機械除雪</u> ※ただし本田の機械除雪は対象外	・耕作道への消雪促進剤散布 ・原則として本田の機械除雪 ・同一ほ場への機械除雪と消雪促進剤散布の重複助成
	250cm 以上	・本田への <u>消雪促進剤散布</u> （積雪量がおおむね250cm以上のほ場に限り）	
園芸作物	100cm 以上	・育苗用地、本畑、耕作道の <u>機械除雪</u> ・本畑への <u>消雪促進剤散布</u>	

4. 助成額

基準事業費により算出した額と、実際に要した対象経費の合計額を比較して、いずれか低い額の1/2以内の額

5. 必要書類

100cm以上の積雪量や、事業実施の状況が確認できる写真、実施箇所や対象経費の内容が分かる資料など

6. 申請について

本年は少雪傾向のため、受付会場は設けずに個別対応とします。

希望される方には申請書類等をお送りしますので御連絡ください。

※ 詳細→魚沼市ホームページ <https://www.city.uonuma.lg.jp/page/109751.html>

【お問合せ先】魚沼市 産業経済部 農政課
担当：坂牧 電話：025-793-7647

消雪促進対策事業への助成を実施します

R6. 4. 1版

1. 目的

【重要】必ず4月1日以降に、100cm以上の積雪が確認できる写真を撮影してください。

積雪により消雪が遅れ、農作業等に支障が生ずることが懸念されるため、農業者が実施した消雪促進対策事業のうち基準を満たすものに対して助成を行い、農作物の安定生産の確保と農業経営の安定を図る。

< 基準 > 4月1日現在の積雪量がおおむね100cm以上の地域（消雪促進対策事業実施箇所）
※ 水稲本田の消雪促進剤の散布のみ、おおむね250cm以上

2. 対象となる事業

対象となる期間：4月1日～4月26日

作物	積雪深	対象事業	※ 対象とならない例
水稲	100cm以上	・育苗用地、育苗ハウス用地、耕作道の <u>機械除雪</u> ※ただし本田の機械除雪は対象外	・耕作道への消雪促進剤散布 ・原則として本田の機械除雪 ・同一ほ場への機械除雪と消雪促進剤散布の重複助成 ・機械除雪借り上げ等の燃料費
	250cm以上	・本田への <u>消雪促進剤散布</u> （積雪量が <u>概ね250cm以上のほ場に</u> 限る）	
園芸作物	100cm以上	・育苗用地、本畑、耕作道の <u>機械除雪</u> ・本畑への <u>消雪促進剤散布</u>	

3. 事業の内容、対象経費、基準事業費

別紙「令和6年度 消雪促進対策事業 補助金対象チェック表」のとおり。

対象となる期間 4月1日から4月26日に実施する事業

※ ただし「育苗用地及び育苗ハウス用地の機械除雪」に限り、3月20日以降に実施したのも対象とします（この場合でも基準を満たしている必要があります）。

【例】3月22日に育苗用地の消雪促進対策事業を実施

→ 実施箇所の付近の4月1日時点の積雪量が100cm未満なら対象外。

4. 助成額

3. で記した表により算出した額と、実際に要した対象経費の合計額を比較して、いずれか低い額の1/2以内の額

裏面も必ずお読み下さい

(1) **必要事項を記入した申出書・申請書**

※ 申出書と申請書は、市農政課窓口での受取のほか、魚沼市公式ホームページからダウンロードが可能です。

お手数ですが、事前に記入ください。

(2) **基準（100cm以上または250cm以上）の積雪量がわかる写真**

※ 計測地の地面が見えるもの、目盛が確認できる接写、計測箇所の全景
積雪の状況がわかるように複数枚撮影してください。

(3) **事業の実施状況が確認できる写真**

※作業前、作業中及び作業後が確認できる写真

（場所がどこか分かるように写真の裏などに地番等を記載して下さい）

※機械除雪実施時、消雪剤散布時及び各対象実施日以降の積雪量が分かる写真

（本田は、概ね250cm以上の積雪が確認できる写真）

※写真は1筆ずつ撮ってください（ほ場が続いており1枚で写る場合は、一緒の撮影でも可）。

(4) **事業実施農地等の地名、地番、実施面積（延長）の一覧**

機械除雪を行なった場所、消雪剤を散布した場所が分かる図面等

（水稻生産実施計画書等の写しや、地図にマーカー等で場所を示したもの）

(5) **対象経費の内容、数量及び金額が確認できる書類**

※納品書・領収書・内訳明細書等

【機械除雪を委託した場合の請求書について】

請求書には、一式という記入ではなく、使用した機械、作業に要した時間、人足の数等を細かく、業者に記入してもらってください。

(6) **通帳の写し**

(7) **認印**

※ 事業の確認ができない場合は申請を受付できません。
（写真がない・本田の消雪剤散布及び機械除雪で、積雪を計測（計測写真を添付）しなかった等）